

## 情報通信利用環境整備推進交付金(「光の道」整備推進事業)

超高速ブロードバンドの利活用を促進するため、電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法に基づき総務大臣の認定を受けた事業を実施する地方公共団体等に対し、行政・教育・医療等の公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速ブロードバンドインフラ整備に関し、事業費の一部を支援する。

### 1. 施策の概要

(1) 2015年頃を目途に、すべての世帯(100%)でブロードバンドサービスを利用とする「光の道」構想の実現(「原口ビジョン」(2010年4月))を加速させるため、従来のインフラ整備支援策にかえて、実際の利活用を推進するための支援策の実施が必要。

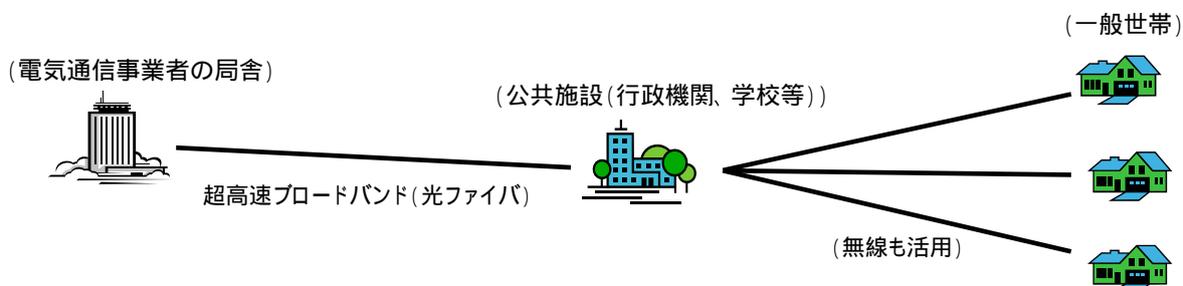
また、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において取りまとめられた「「光の道」構想の実現に向けて - 基本的方向性 - 」(2010年5月)においても「基盤整備を加速化させるインセンティブとして、一定の公的支援を実施することが望ましい」とされているところ。

(2) このため、電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正を行い、改正法に基づき総務大臣の認定を受けた事業を実施する地方公共団体等に対し、行政・教育・医療等の公共アプリケーションと一体となった超高速ブロードバンドインフラ整備に関し、事業費の一部を支援する。

#### 【交付対象及び交付率】

- ・対象地域：超高速ブロードバンド基盤が整備されていない地域を含む地方公共団体等  
(実施主体)
- ・対象設備：光ファイバケーブル、光電変換装置、送受信装置、無線アクセス装置(BWA、無線LAN)等(これらに付帯する施設含む)
- ・交付率：1/3

### 2. イメージ図



### 3. 計画年数

5年計画(平成23年度～平成27年度)